## 鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時: 平成 28 年 12 月 28 日 (水) 10:00~

場 所:内閣府別館9階大会議室

議 題:鳥インフルエンザの発生に対する今後の対応につ

いて

## (鳥インフルエンザ事案)

## 総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請する とともに、予防措置について適切な助言を行 うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 〇 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

## 高病原性鳥インフルエンザの発生について

(平成28年12月27日18時時点)

### 【北海道清水町】(H5N6亜型)

概要	発生日	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	12/16	北海道清水町	採卵鶏 約28万羽(22舎)	採卵用

□ 防疫措置の進捗状況

自衛隊等の協力を得て、24時間体制で殺処分を行い、全ての家きんの殺処分を完了 (12月19日21時)し、すべての防疫措置が完了(12月24日19時)。

### 【宮崎県川南町】(H5N6亜型)

概要	発生日	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	12/19	宮崎県川南町	肉用鶏 約12万羽(11舎)	肉用

#### 口 防疫措置の進捗状況

自衛隊の協力を得て、すべての家きんの殺処分を完了(12月20日22時10分)し、すべての防疫措置が完了(12月21日16時30分)。

※疑似患畜が確認された農場から疑い事例の報告前に家きんが出荷されていた食鳥 処理場が確認されたため、食鳥処理場を中心とした移動制限区域(半径1km)を設定。

#### 【熊本県南関町】

概要	発生日	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	12/27	熊本県南関町	採卵鶏 約10万羽(11舎)	採卵用

□ 防疫措置の進捗状況

昨日(12月27日)早朝から、自衛隊の協力を得ながら、24時間体制で殺処分を実施中。

## 高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)の発生について

#### 【青森県青森市(1例目)】

(平成28年12月28日0時時点)

概要	発生日	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	11/28	青森県青森市	あひる 約1.8万羽(9舎)	種用、肉用

#### □ 防疫措置の進捗状況

すべてのあひるの殺処分を完了(11月29日20時05分)し、すべての防疫措置が完了(12月5日10時15分)。清浄性確認検査により陰性の結果を確認し、搬出制限区域を解除後(12月21日18時)、移動制限区域を解除(12月27日0時(12月26日24時)))。

#### 【青森県青森市(2例目)】

概要	発生日	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	12/2	青森県青森市	あひる 約4,700羽(2舎)	肉用

#### □ 防疫措置の進捗状況

すべてのあひるの殺処分を完了(12月3日4時00分)し、すべての防疫措置が完了(12月5日10時15分)。清浄性確認検査により陰性の結果を確認し、搬出制限区域を解除後(12月21日18時)、移動制限区域を解除(12月27日0時(12月26日24時))。

#### 【新潟県関川村】

概要	発生日	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	11/29	新潟県関川村	採卵鶏 約31万羽(24舎)	採卵用

#### 口 防疫措置の進捗状況

自衛隊等の協力を得て、24時間体制で殺処分を行い、すべての家きんの殺処分を完了(12月2日0時30分)し、すべての防疫措置が完了(12月5日19時00分)。清浄性確認検査により陰性の結果を確認し、搬出制限区域を解除(12月20日19時)、移動制限区域を解除(12月27日0時(12月26日24時))。

#### 【新潟県上越市】

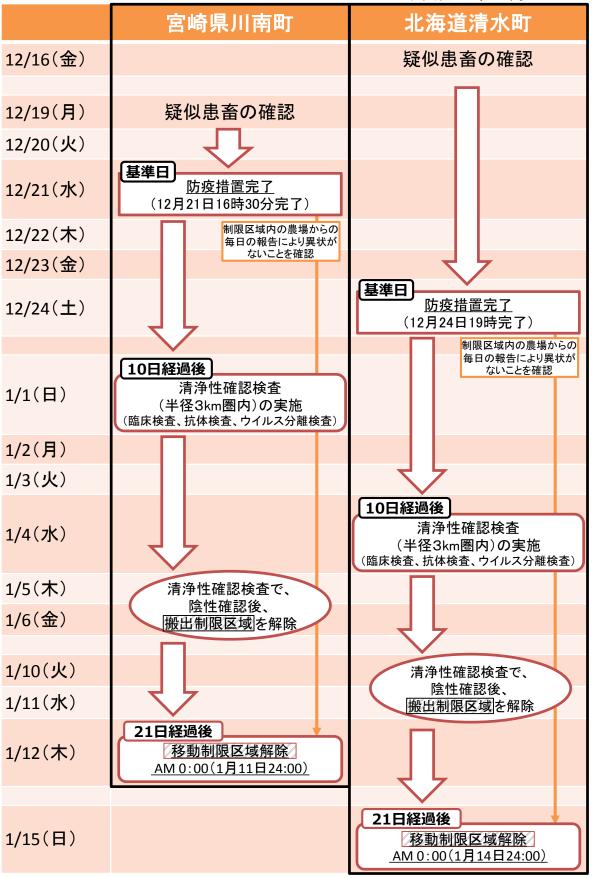
概要	発生日	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	11/30	新潟県上越市	採卵鶏 約24万羽(10舎)	採卵用

#### □ 防疫措置の進捗状況

自衛隊等の協力を得て、24時間体制で殺処分を行い、すべての家きんの殺処分を完了(12月4日4時10分)し、すべての防疫措置が完了(12月6日17時00分)。清浄性確認検査により陰性の結果を確認し、搬出制限区域を解除(12月28日0時(12月27日24時))。

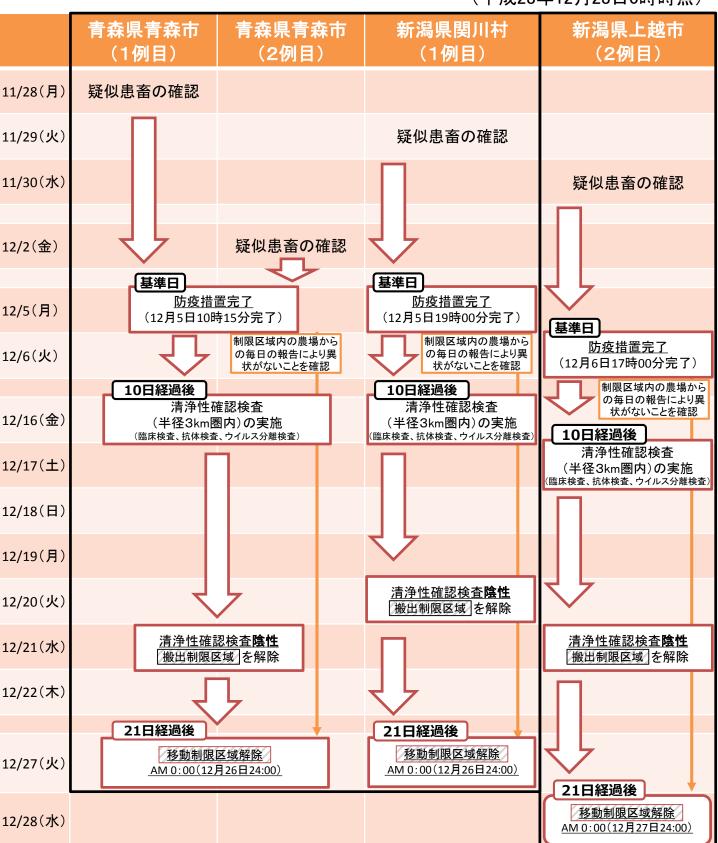
## 移動制限区域解除 スケジュール

(平成28年12月24日19時時点)

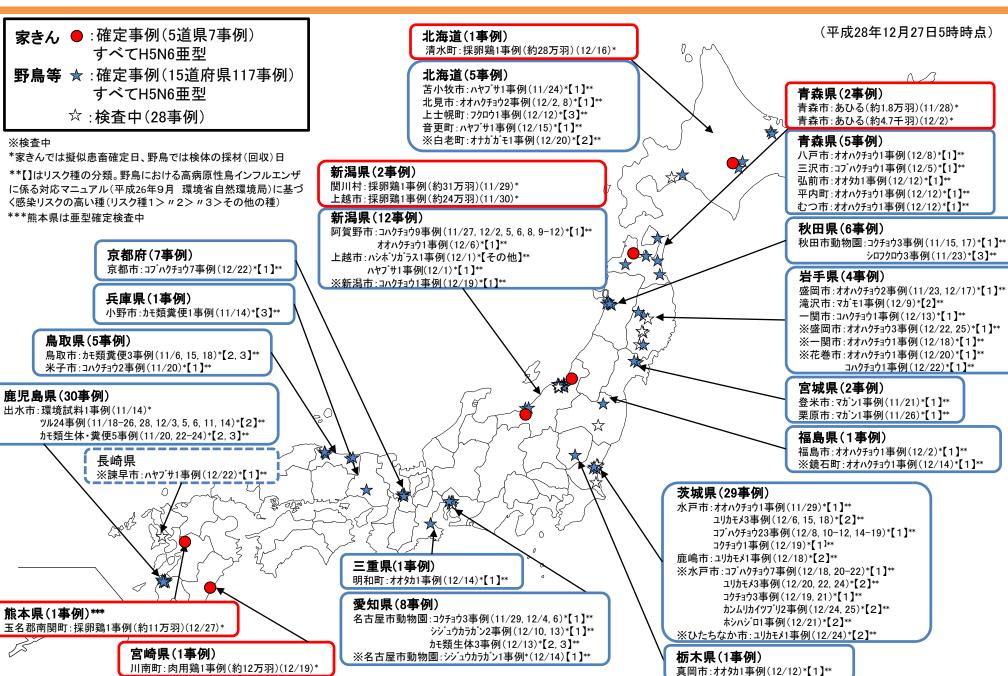


## 防疫措置完了~移動制限区域解除済

(平成28年12月28日0時時点)



## 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生・検出状況(平成28年11月以降)



都道府県家畜衛生主務課長 殿

農 林 水 産 省 消 費 · 安 全 局 動物衛生課家畜防疫対策室長

世界各地の家きん及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に ついて

高病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という。)については、本年夏期に野鳥の営巣地であるロシア、アラスカで発生が確認されたことから、今秋以降、越冬のために南下する渡り鳥によって、本病ウイルスの我が国への侵入が危惧されているところです。このため、当省では、「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成28年9月23日付け28消安第2664号農林水産省消費・安全局長通知)等により、家きん飼養農場における飼養衛生管理状況の確認、野生動物の侵入防止対策、監視体制の強化等について、引き続き指導の徹底をお願いしていたところです。

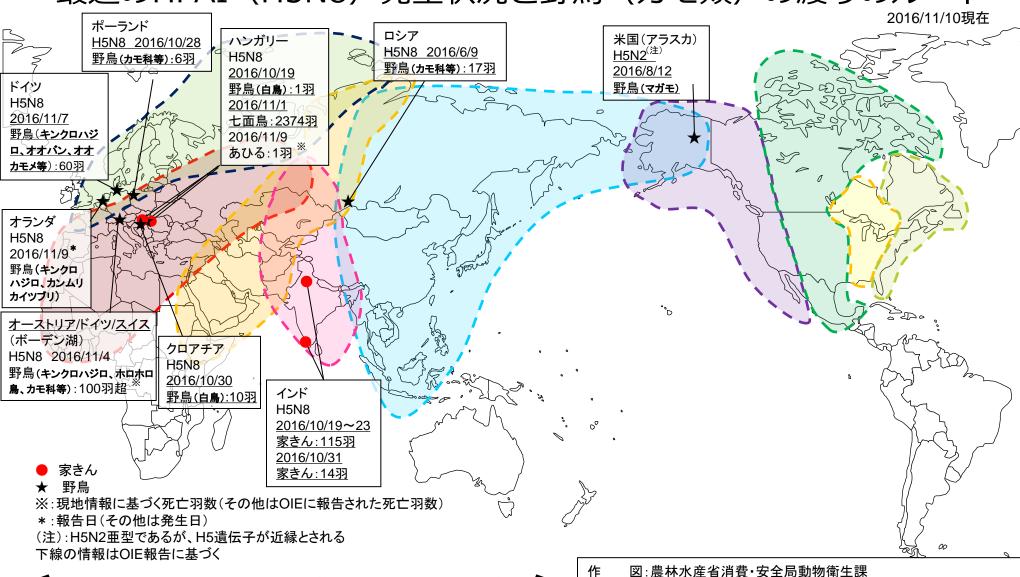
このような状況下、渡り鳥の南下が本格化する本年10月以降、ハンガリー、ドイツ等の欧州及びインドにおいて、本病(H5N8亜型)の発生が継続的に確認されており、特に、ドイツ、オーストリア等では、多数の野鳥の死亡が報告されています(別紙)。

一方、国内においては、これまでのところ本病の発生は確認されていませんが、海外における最近の発生状況や野鳥の世界的な渡りのルートを踏まえると、我が国への渡り鳥の飛来が本格化する時期を迎えた今、本病ウイルスの我が国への侵入リスクは 一層高まっていると考えられます。

このため、更に緊張感を高め、家きん飼養農家を始めとした畜産関係者が連携することで農場内へのウイルスの侵入を防ぐための対応を講ずる必要があります。

つきましては、ウェブサイトへの掲載や電子メール等の手段を用いて本病に関する情報を家きん飼養農家を始めとする畜産関係者に対して積極的に提供するとともに、 飼養衛生管理基準の遵守、飼養家きんの異状の早期発見・通報、畜舎に出入りする際 の手指及び靴の消毒、衣服の交換、農場に出入りする車両の消毒等の本病対策の徹底 について、改めて指導の強化をお願いします。

## 最近のHPAI(H5N8)発生状況と野鳥(カモ類)の渡りのルート



本図は、野生のカモの個体群の渡りの範囲を大きく区分けした概念図。 区域は厳密ではなく、また、区域間の行き来があることに注意が必要。

参考文献: OIE; Boere, G.C. & Stroud, D.A.(2006); Isakov, Y.A.(1967)

修:金井裕(日本野鳥の会参与)

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農林水產省消費·安全局動物衛生課家畜防疫対策室長

高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る疫学調査チームの調査概要 (青森県1例目及び新潟県1例目・2例目) について

本年11月28日の青森県並びに11月29日及び11月30日の新潟県における高病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」とする。)の発生に関し、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成27年9月9日農林水産大臣公表)の第16に基づき、疫学調査チームを設置し、現地調査を踏まえ、その調査概要を取りまとめましたので、情報提供します。

調査概要のポイントは、以下のとおりです。

- ・ 3農場とも、農場のすぐ側や近隣に、水鳥が飛来する池や沼があり、現地調査 の際に多くの水鳥が観察された池もあった。
- ・ 3農場とも、従業員が家きん舎に入る際の長靴消毒や車両消毒の実施、野鳥等の侵入を防止するための金網の設置など発生予防対策が講じられていたが、家きん舎の壁や金網等の一部に、野鳥を含む野生動物が侵入可能な破損箇所が確認された。

本病の発生予防対策については、直近では、「新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(2例目)に伴う発生予防対策の徹底について」(平成28年11月30日付け28消安第3781号農林水産省消費・安全局長通知)を発出したところであり、各都道府県におかれては、同通知に基づき、家きん飼養者に対する発生予防対策の助言・指導方実施されていることとは思いますが、今般の調査概要も情報提供しつつ、特に下記の点について家きん飼養者が確実に実施するよう助言・指導をお願いします。

記

- 1. 家きん舎の周囲を巡回し、家きん舎の壁や金網等の一部に、野鳥を含む野生動物が侵入可能な破損箇所がないか確認し、破損がある場合には修繕を行うこと。
- 2. 農場のすぐ側や近隣に、池や沼がある場合には、早急に、かつ、定期的に上記 1の確認等を実施すること。

28消安第3781号 平成28年11月30日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 (2例目) に伴う発生予防対策の徹底について

本日、新潟県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、新潟県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年9月9日農林水産大臣公表)に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という。)の疑似患畜としました。

11月28日及び29日に青森県及び新潟県において本病の疑似患畜が確認されたことに伴い、「青森県及び新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」(平成28年11月29日付け28消安第3725号農林水産省消費・安全局長通知)を発出し、本病の防疫対策の強化等をお願いしたところですが、今般新たに新潟県において本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、家きん飼養者に対し、本病に対する厳重な警戒を要請するとともに、発生予防対策として、特に下記について助言・指導方お願いします。

記

#### 1. 家きん舎の一斉点検

「平成 28 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 28 年 9 月 23 日付け 28 消安第 2664 号農林水産省消費・安全局長通知)の記の1の(2)の「野鳥、ねずみ等の野生動物対策」を再徹底することとし、

- ① 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及びその破損
- ② 家きん舎の壁面の破損や家きん舎の屋根と壁の隙間
- 等、<u>小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入し得る経路がないか、家きん舎の</u> <u>内部及び外部から改めて詳細に緊急点検し、十分でない場合には修繕等を行うこと</u>。

#### 2. 家きん舎の定期点検

<u>池などの野鳥生息地の近くや、野生動物の生息しやすい環境にある農場に対しては、</u>上記1の一斉点検の後、<u>定期的に、上記1の一斉点検と同じ内容の点検を行うこと</u>。

## 家きん飼養者の皆様へ

国内の家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生しています。<u>本病に対する厳重な警戒をお願いします。予防対策として、特に以下の点の点検・確認をお願いします。</u>

## (点検・確認事項)

- □ 野鳥、ねずみなどの野生動物対策として、
  - 野鳥などの野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットなどの設置とその破損
  - ・ 家きん舎の壁面の破損や、家きん舎の屋根と壁の隙間など、<u>小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入しうる経路がないか、家きん舎の内部及び外部から改めて詳細に緊急点検してください</u>。十分でない場合には修繕などを行ってください。
- □ <u>家きん舎に入る場合には、</u>ウイルスを持ち込まないよう、<u>衣服や靴の交換や十分な消毒を行ってください</u>。
- □ 家きん舎が、
  - ・ 池などの野鳥生息地の近くにある場合
  - ・ 野生動物の生息しやすい環境にある場合 には、上記対策を定期的に点検・確認してください。
- □ これまで以上に念入りに、<u>飼養家きんの毎日の健康観察を行ってください</u>。死亡家きんが増えた、元気消失といった家きんが増えたなどといった <u>異状を見つけた場合には、</u>直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

28消安第4268号 平成28年12月27日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫 対策の徹底について

昨日、熊本県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、熊本県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年9月9日農林水産大臣公表)に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

これまで、青森県、新潟県、北海道及び宮崎県における発生確認に伴い、家きん飼養者に対する発生予防対策の助言・指導、早期発見及び早期通報の徹底、さらには、万一発生が確認された場合の迅速かつ的確な初動対応の徹底をお願いしてきたところです。

引き続き、家きん飼養者に対し、これまでの発生事例を踏まえた予防対策を助言・指導いただくとともに(別添参照)、これから年末・年始を迎えるに当たり、①家きん飼養者からの通報を確実に受けること、②その情報を当局動物衛生課を含めた関係者に直ちに共有することなどが確実に実施できるよう連絡体制の再確認を行い、防疫対応の徹底につき遺漏なきよう対応方お願いします。



家きん舎側面の金網の破損



家きん舎側面の金網(所々にホコリがついておらず、 動物が通過していると考えられるマス目あり)



家きん舎側面の金網の破損 (手前は防鳥ネットを設置)



家きん舎側面の防鳥ネットの破損



家きん舎の壁が一部破損し、 床との間に隙間



家きん舎の排水口



(ホコリがなく、動物の通過が 考えられる隙間)



家きん舎の基礎部分にヒビ割れ

28消安第4138号 平成28年12月20日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザに係る初動防疫体制の確認及び発生予防対策の 徹底について

高病原性鳥インフルエンザについては、本年11月以降、青森県、新潟県、北海道及び宮崎県において、家きんでの発生が確認され、これら道県においては、まん延防止措置に御尽力いただいているところです。

今シーズンは、野鳥等においても全国的に高病原性鳥インフルエンザが確認されて おり、引き続き、いつ、どこで、家きんでの発生があってもおかしくない状況です。

本病発生時のまん延防止措置においては、迅速かつ的確な初動対応が何より重要なため、各都道府県におかれては、今般の一連の事例も踏まえ、当課が取りまとめた別添の事項を参考に、改めて、初動防疫体制を確認いただきますようお願いします。

なお、新潟県では、飼養羽数の多い採卵鶏農場において発生がありましたが、同県では、あらかじめ、家きん飼養農場ごとに防疫計画書(飼養状況を踏まえた防疫措置 従事者の必要人数や防疫資材の必要数量・発注先、消毒ポイントの設置場所等を記載 したもの。)を作成しており、この計画に基づき、防疫措置を実施しました。

また、これらは、万一の発生に備えた準備となりますが、当然ながら、本病の発生は経済的・社会的な影響のほか、家きん飼養者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されます。このため、農場への侵入防止が何よりも重要ですので、家きん飼養者に対し、発生予防対策の徹底について、繰り返し注意喚起いただきますようお願い申し上げます。

#### 初動防疫体制の確認事項

	防	疫拮	置	従	事者	等	の፤	勆貞	員体	制	の	確	認																	
	] 毒	役害 作業										お	ゖ	る『	方组	变拮	昔置	従	事	者	, ;	肖ā	毒オ	ぱイ	`ン	<b> </b>	に	おり	ナ	る消
С	3	上記確認		員(	の参	集	体	制の	の確	奎認	(•	休	日、	、	年ラ	<b>₹</b> •	年	始	の	発:	生(	こ値	黄え	えた	緊	急	連	絡	体育	制の
	防	疫資	材	のマ	確認	, ]																								
	]	防疫	資	材(	の在	庫	のł	確認	忍																					
		防疫 象条 体制	件	ゃ	立地	上条	件	を記					-	-					-						-				_	
Е	ま	発生 える 絡体	5 =	ع ع	) (	運	般者	<u> </u>	٠.	•	_						-		_	-					•		_		•	
	公	·衆律	生	部丿	局、	自	衛	隊等	手関	係	機	関	ے ح	のi	車糸	各体	制	の	確	認										
	] を	公衆 想定																	び	身 <sup>·</sup>	体的	的力	スト	- レ	ノス	を	受	ゖ	る。	こと
		却地								-							-												定伯	体制
-	训の	畜律 確認 主務	3 (	発:	生農	場場	1= 8	おり	ナる	防	疫	作	業 <sup>·</sup>	でラ	支队	章カ	· 《生	じ	た	場	合	Ξ,	Į	- 見地	2対	策	本	部	۽ ځ	家畜
		日、 きん							ナる	家	き	<b>ئ</b>	飼	養石	者 <i>た</i>	j) È	<sub>5</sub> ග	緊	急	通:	報	先(	ひ召	隹保	٤٤	•	当	該	通	报先

28消安第4207号 平成28年12月20日

別記関係団体 宛て

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

年末・年始における防疫資材の安定供給について(協力依頼)

平素より、防疫資材の安定供給にご協力いただき、誠にありがとうございます。 さて、今年は、渡り鳥の飛来シーズンの到来に伴い、例年よりも早期から野鳥において高病原性鳥インフルエンザが全国的に検出されており、家きんにおいても、これまで青森県、新潟県、北海道及び宮崎県において大規模農場を含め発生が見られるところです。

青森県、新潟県については防疫措置を完了するとともに、北海道及び宮崎県についても、現在早期封じ込めに向けて防疫措置に全力を挙げているところですが、今後とも、全国において高病原性鳥インフルエンザの発生が懸念されるところです。

貴団体(社)におかれましては、これまでも防疫服、手袋、長靴、二酸化炭素ガス、消石灰、フレコンバック等の防疫資材の安定供給にご協力頂いているところですが、これから年末・年始を迎えるに当たり、その間もその安定供給に特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いします。

28消安第4142号 28食産第4054号 28生畜第1094号 平成28年12月16日

別記団体の長 殿

農林水産省消費·安全局動物衛生課長 食料産業局企画課長 食文化·市場開拓課長 食品流通課長 食品製造課長 生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

今年11月以降、国内の複数の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されており、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

農林水産省といたしましては、引き続き、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

これまでも貴会には、家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された都道府県産(以下「発生県」という。)の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないようお願いしているところですが、引き続き、食品安全委員会のホームページ(http://www.fsc.go.jp/)を活用(別添1)するなど、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人中央畜産会会長 公益社団法人日本獣医師会会長 公益社団法人日本農業法人協会会長 社団法人全国包装米飯協会会長 公益社団法人日本炊飯協会会長 公益社団法人日本食肉協議会会長 全国食肉事業協同組合連合会会長 公益財団法人日本食肉消費総合センター理事長 全国食肉業務用卸協同組合連合会会長 日本食肉流通センター卸売事業協同組合理事長 一般社団法人日本食肉協会会長 公益財団法人日本食肉流通センター理事長 一般社団法人日本食鳥協会会長 一般社団法人日本卵業協会会長 全国養鶏経営者会議会長 一般社団法人日本畜産副産物協会会長 日本成鶏処理流通協議会会長 全国たまご商業協同組合理事長 一般社団法人全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長 公益社団法人日本食肉市場卸売協会会長 東京食肉市場卸商協同組合理事長 公益社団法人全国農業共済協会会長 全国農業協同組合連合会代表理事理事長 全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長 全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長 一般社団法人日本種鶏孵卵協会会長 一般社団法人日本養鶏協会会長 協同組合日本飼料工業会会長 日本オーストリッチ協議会会長 日本オーストリッチ事業協同組合組合長 全国飼料卸協同組合理事長 全国精麦工業協同組合連合会会長 公益社団法人畜産技術協会会長 国産鶏普及協議会会長 日本養鶏農業協同組合 連合会代表理事会長 一般財団法人食品産業センター会長 公益財団法人食品流通構造改善促進機構会長 全国小売市場総連合会会長

日本スーパーマーケット協会会長

オール日本スーパーマーケット協会会長

日本小売業協会会長

日本百貨店協会会長

- 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会会長
- 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
- 一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会会長

全日食チェーン商業協同組合連合会会長

無添加食品販売協同組合理事長

日本生活協同組合連合会会長

日本チェーンドラッグストア協会会長

財団法人食料農商交流協会理事長

全国水産物商業協同組合連合会会長

全国青果物商業協同組合連合会会長

日本チェーンストア協会会長

協同組合セルコチェーン理事長

一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長

株式会社八社会代表取締役社長

一般社団法人日本フードサービス協会会長

事業協同組合全国焼肉協会会長

一般社団法人日本麺類業団体連合会会長

公益社団法人日本べんとう振興協会会長

公益社団法人日本給食サービス協会会長

一般社団法人日本弁当サービス協会会長

一般社団法人日本惣菜協会会長

日本デリカフーズ協同組合理事長

デリカサプライシステム協同組合代表理事

日本フレッシュフーズ協同組合理事長

協同組合フレッシュフーズサプライ代表理事

エムエスデリカチーム協同組合代表理事

ピザ協議会会長

一般社団法人日本回転寿司協会会長

公益財団法人食の安全・安心財団理事長

- 一般社団法人日本加工食品卸協会会長
- 一般社団法人日本外食品流通協会会長

全国給食事業協同組合連合会会長

日本給食品連合会会長

全国中央卸売市場協会会長

全国公設地方卸売市場協議会会長

全国第3セクター市場連絡協議会会長

一般社団法人全国中央市場青果卸売協会会長

一般社団法人全国青果卸売市場協会会長

全国中央卸売市場関連事業者団体連合会会長

全国青果卸売協同組合連合会会長

全国マヨネーズ・ドレッシング類協会会長

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長

日本エキス調味料協会会長

一般社団法人日本ソース工業会会長

全日本カレー工業協同組合理事長

全国食酢協会中央会会長

全日本スパイス協会理事長

風味調味料協議会会長

全国ふりかけ協会会長

日本スープ協会会長

日本即席スープ協会会長

全日本菓子協会会長

全国病院用食材卸売業協同組合理事長

日本介護食品協議会会長

日本ベビーフード協議会会長

日本凍結乾燥食品工業会会長

- 一般社団法人日本冷凍食品協会会長
- 一般社団法人日本パン工業会会長
- 一般社団法人日本即席食品工業協会理事長
- 一般社団法人日本パスタ協会会長

全日本パン協同組合連合会会長

全国製麺協同組合連合会会長

日本プレミックス協会会長

日本フラワーペースト工業会会長

一般社団法人日本冷凍めん協会会長

全国乾麺協同組合連合会会長

全国餃子手づくり協会会長

一般財団法人食品安全マネジメント協会理事長



2004年 3月11日

# 鳥インフルエンザについて(注) 2014年 4月24日更新

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

## 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べる ことにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性は ないと考えています。

- ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは 異なること
- ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- (注)高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。
- ☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照
- ☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管 理が実施されています。→ [参考情報]参照
- ☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく 加熱する等十分注意してください。



## [補足]

## 海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、 感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業 に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さ ないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケース として、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考え られると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性 鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確 認されています。

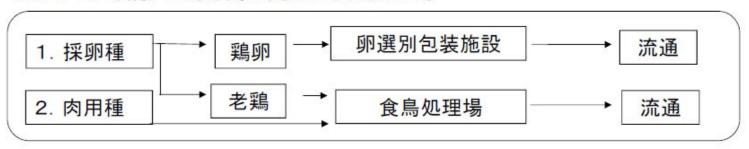
そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを 解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく 洗ってください。

- 2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が<u>集団発生している地域(東</u> 南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品につ いては、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に 到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。
  - 注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。
    - 2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。
    - 3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。



## [参考情報]

- 1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
- 2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
- 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気に かかっている疑いのある鶏は食用にされません。



## 高病原性鳥インフルエンザに対する経営支援対策について

豆 八		農業者				
区分	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外(全国)			
家伝法での支援	○ <u>殺処分家畜等に対する手当金</u> (患畜:家畜の評価額の1/3) (疑似患畜:家畜の評価額の4/5) ○ <u>殺処分家畜等に対する特別手当金</u> (患畜:家畜の評価額の2/3) (疑似患畜:家畜の評価額の1/5) ○ <u>死体、汚染物品の焼埋却に要し</u> た費用に対する交付金(1/2) (通常は都道府県が焼埋却を実施)	○農家に対する助成措置 ① 売上減少額 ② 飼料費・保管費・輸送費等の増加額 を国(1/2)と県(1/2)で全額助成				
	・ 国費分以外の県が負担した費用については、 県に対してその4/5を特別交付税として措置	・ 国費分以外の県が負担した費用については、 県に対してその4/5を特別交付税として措置				
融資	〇 <u>家畜疾病経営維持資金のうち</u> 経営再開資金	〇 <u>家畜疾病経営維持資金のうち</u> 経営継続資金	〇 <u>家畜疾病経営維持資金のうち</u> 経営維持資金			
(利率は H28.11.24 現在)						
36 E.)	●貸付限度額:個人2千万円 法人8千万円 ●償還期限:5年(据置2年) ●貸付利率:0.675%	- 貸付限度額:52千円/100羽 - 償還期限:3年(据置1年) - 貸付利率:0.675% ☆協会の弁済金に対する助成	·貸付限度額:52千円/100羽 ·償還期限:3年(据置1年) ·貸付利率:0.675% (※H28.11.24現在)			
	〇側2月   内保 表 に 日本 を から		<u> </u>			

## 家きんにおける 高病原性 鳥インフルエンザ疑い事例に係る 環境省の対応について

環境省

熊本県 南関町 の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑 い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km を「野鳥監視重点区域」に指定し、 熊本県及び福岡県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- つ 九州地方環境事務所に、熊本県及び福岡県と連携し、現地周 辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 〇 「野鳥緊急調査チーム」を現地に派遣予定。

※野鳥緊急調査チーム:現地の状況把握、指導助言等を実施。

#### ※家きんの発生を受けての対応

確認日	場所	種類	野鳥緊急調査	野鳥監視重
			チームの派遣	点区域の
				設定日
11月28日	青森県	あひる	12月1日~6日	11月28日
	青森市			
11月29日	新潟県	採卵鶏	12月1日~3日	11月28日
	関川村			
11月30日	新潟県	採卵鶏	12月6日~8日	11月30日
	上越市			
12月2日	青森県	あひる	12月1日~6日	11月28日
	青森市		※1 例目と併せて実施	
12月16日	北海道	採卵鶏	12月20日~23日	12月16日
	清水町			
12月19日	宮崎県	肉用鶏	12月22日~24日	12月19日
	川南町			
12月27日	熊本県	採卵鶏	12月28日~30日	12月27日
	南関町			

#### <野鳥等における取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、毎年 10 月~翌年 4 月に全国の渡来地で糞便を採集。また、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査(野鳥サーベイランス)。
- 今シーズンは、野鳥等において 15 道府県 124 例の高病原性鳥インフル エンザウイルス (H5N6 亜型) を確認。1 シーズンで過去最高の確認件数。
- 12月13日(火)には一層の監視の強化と迅速な情報共有を徹底するよう都道府県に再度の通知。

場所	検体	検出日						
ぃずみし 鹿児島県 出水市	ねぐらの水	11月18日						
庞儿母乐 田小川	ナベヅル 23 羽	11/22, 24, 28, 29, 12/2, 5, 7,						
	7 7 7 7 23 44	9, 12, 16, 19						
	ヒドリガモ3羽	11月28日、12月5日						
	カモ類糞便	11月28日						
	オナガガモ 1 羽	11月29日						
	マナヅル1羽	11月29日						
秋田県秋田市	コクチョウ3羽	11月21、28日						
(※動物園)	シロフクロウ3羽	11月30日、12月12日						
鳥取県鳥取市	カモ類糞便(3例)	11月21、28日						
// 米子市	コハクチョウ2羽	11月30日						
岩手県盛岡市	オオハクチョウ2羽	11月28日、12月26日						
" 滝沢市	マガモ	12月19日						
〃 一関市	コハクチョウ	12月22日						
宮城県登米市	マガン	11月29日						
〃 栗原市	マガン	12月5日						
兵庫県小野市	カモ類糞便	12月1日						
北海道苫小牧市	ハヤブサ	12月5日						
" 北見市	オオハクチョウ2羽	12月8、13日						
" 上士幌町	フクロウ	12月20日						

北海道音更町	ハヤブサ	12月22日
新潟県阿賀野市	コハクチョウ 9 羽	12月7、12、13、20、22日
<i>'' ''</i>	オオハクチョウ	12月13日
" 上越市	ハシボソガラス	12月9日
<i>II II</i>	ハヤブサ	12月9日
茨城県水戸市	オオハクチョウ	12月7日
	ユリカモメ4羽	12月12、26、27日
	コブハクチョウ 27 羽	12月13、16、20、26、27日
	コクチョウ3羽	12月26、27日
〃 鹿嶋市	ユリカモメ	12月26日
福島県福島市	オオハクチョウ	12月8日
愛知県名古屋市	コクチョウ3羽	12月12日
(※動物園)	シジュウカラガン2羽	12月13、20日
	マガモ2羽	12月13日
	ヒドリガモ	12月13日
青森県八戸市	オオハクチョウ	12月15日
" 三沢市	コブハクチョウ	12月20日
〃 弘前市	オオタカ	12月22日
" 平内町	オオハクチョウ	12月22日
〃 むつ市	オオハクチョウ	12月22日
栃木県真岡市	オオタカ	12月16日
三重県明和町	オオタカ	12月20日
京都府京都市	コブハクチョウ7羽	12月23日

- 〇 国内の複数箇所で発生したため、11月21日に野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」に引き上げ。
- 各発見地の周辺半径 10km を「野鳥監視重点区域」に指定するとともに 「野鳥緊急調査チーム」の派遣等、野鳥の監視を強化。これまで異状は 確認されていない。